

諮問日：平成29年4月17日（平成29年度（最情）諮問第10号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第19号）

件名：司法研修所の寮の入寮及び退寮に係る司法研修所内部の事務手続が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法研修所いずみ寮の入寮及び退寮に関する、司法研修所内部の事務手続が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年2月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生の入寮及び退寮に際し、司法研修所事務局職員がどの時点でどのような配置に付いていて、どのような事務を担当するのかを定めた文書は、当然に存在するはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所いずみ寮の入寮及び退寮に関する文書としては、平成28年12月1日付け総務課寮務係「入寮に際しての注意事項」及び平成28年12月8日付け司法研修所事務局総務課長事務連絡「寮の退寮手続等について」が存在する。しかし、これらの文書は、司法修習生に向けた文書であり、「司法研修

所内部の事務手続」を定めた文書ではない。

司法研修所におけるいずみ寮の入寮及び退寮の事務手続は、上記各文書を参考に行っており、これら以外の書面を作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明の内容は、入寮及び退寮の事務手続については、司法修習生に向けた文書である平成28年12月1日付け総務課寮務係「入寮に際しての注意事項」及び平成28年12月8日付け司法研修所事務局総務課長事務連絡「寮の退寮手続等について」を参考として行っており、そのほかに本件開示申出文書を保有していないというものであるところ、上記各文書の標題からすれば、これらの文書が入寮及び退寮の手続に関するものであって、いずれも司法修習生に向けたものであるという上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、司法研修所事務局職員がどの時点でどのような配置に付いていて、どのような事務を担当するのかを定めた文書が存在するはずであると主張するが、そのような文書が入寮及び退寮に関する司法研修所内部の事務手続を記載した文書として作成されていることをうかがわせる事情は認められないから、本件の判断には影響しない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人